

大阪市入湯税 についてのお知らせ

大阪市では2018年10月1日より
地方税法上の目的税として入湯税が導入されます。

入湯税

鉱泉浴場(温泉施設)ご利用

入湯客1人1日につき150円

- 入浴施設を1,501円(消費税除く)以上の料金で入湯する方および宿泊のお客様にかかります。
- 宿泊の場合は、1泊をもって1日とします。デイクースのご利用も含まれます。
- 小学生以下の方、修学旅行その他学校行事に参加する方およびその引率の方は免除となります。
- 客室バスルームは鉱泉水を供給しており、ご入浴の有無に関わらず一律で入湯税がかかります。

大阪市の入湯税について、詳しくは大阪市のホームページをご覧ください

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/cmsfiles/contents/0000415/415335/nyuutouzei.pdf>